

## SolarMaster 使用約款 (2011年10月31日制定第2号)

はじめにお読みいただき、この使用約款に同意いただいた上でお申し込みください。

### 1. 総則

#### 1-1. 取扱の準則

ソーラー・エナジー・ソリューションズ株式会社(以下「当社」といいます)は、当社が提供する SolarMaster を当社が定めた「Solar Master 使用約款」(以下「本約款」といいます)に従って提供します。また、当社が、SolarMaster の各サービス、機能の利用に関して、本契約の他に別途書面、当社サイト上で表示もしくは通知する注意事項、取扱規則その他の規約もまた本約款の一部を構成し、本約款と同等の効力を有するものとします。

#### 1-2. 約款の変更

当社は本約款を契約者の承諾なく変更することができます。この場合、契約者(以下に定義します)には、変更後の約款が適用されます。変更後の約款は、当社がオンライン上に表示した時点より有効となります。

#### 1-3. 通知の方法

本約款にかかる事項について、当社から契約者に対する通知の方法は、当社サイト上への提示文書、Eメール、その他当社が指定する方法によるものとします。

### 2. SolarMaster の目的

2-1. SolarMaster は、クラウドシステムを利用したソーラーシステム提案・業務支援サービス(本約款においては「本サービス」といいます)です。SolarMaster では、所定の方法に従うことにより、本サービスを利用することができます。

### 3. SolarMaster における当社の地位

3-1. 当社は、契約者が提供する情報については、その内容の正確性・適切性その他一切につき関知しません。

3-2. 当社は、ホームページの閲覧者を含む一切の第三者(以下、「利用者」といいます)からの問い合わせに対しては、本サービスの初期設定方法等の形式的な部分を除いては回答しません。

### 4. SolarMaster 使用契約等

#### 4-1. 使用契約の成立

SolarMaster の利用意思がある者(以下「契約者」といいます)が、当社が指定した方法により SolarMaster 使用契約を申込み、当社がこれを承諾し、本サービスの使用開始案内を含む電子出荷により指定の URL とユーザー ID 及びパスワードの発送をもって SolarMaster の使用契約は成立するものとします。

#### 4-2. 契約資格

(1) SolarMaster を使用することができる契約者は、日本国内の法人または自然人である必要があります。

(2) 暴力団並びに反社会的勢力・組織・団体とは一切関係がないこととします。

#### 4-3. 権利譲渡の禁止

契約者は、SolarMaster 使用契約上の権利を第三者に譲渡・貸与・担保に供することはできません。

#### 4-4. 契約期間

SolarMaster 使用契約の契約期間は1年間とし年間契約終了後は自動更新とします。

#### 4-5. サービスの開始

SolarMaster 使用契約が成立した場合、契約者に対してサービス開始日、申込内容、料金等の支払日、年間契約終了日等を当社が定める方法により通知します。

#### 4-6. 申込方法

SolarMaster の使用申込書の提出は、郵送、その他当社が定める方法により行うことができます。

### 5. SolarMaster のサービス品目

#### 5-1. サービス品目

各サービス品目は、SolarMaster の使用申込書によるものとします。

#### 5-2. サービス品目の変更等

契約者は、サービス品目の変更等を申し出ることができます。この場合、当社が定める方法により届け出るものとします。

### 6. 料金等

#### 6-1. 料金等支払日

SolarMaster の料金及び、その他の関連する費用(以下「料金等」といいます)の支払日は、契約成立後当社が指定する日、又は使用申込書に記載された日とします。

#### 6-2. 契約者の支払額・方法

契約者は、使用申込書の記載に従うものとします。

#### 6-3. 料金等の返還

8-2 の場合における解除を除いては、いかなる場合にも契約者が支払った料金等を返還しません。8-2 の場合における料金の返還額は、その解除がなされた日を基準として月額使用料を日割り計算し、契約者へ返還するものとします。

#### 6-4. 遅延損害金

契約者は、6-1 に定める料金等の支払を遅延した場合は、年率 14.5% の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### 7. SolarMaster の提供の停止等

#### 7-1. SolarMaster の提供の停止

当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて SolarMaster の提供を停止することがあります。

(1) 料金等または遅延損害金等を支払期日経過後も支払わないとき(一部の未払を含む)。

(2) 申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

(3) 前各号に掲げる事項の他、契約者の責めに帰すべき事由で、当社の業務の遂行または当社サーバーを含む当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。

(4) 本約款の規定に違反すると当社が判断したとき。

(5) 契約者が仮差押、差押等の処分を受けたとき。または、民事再生手続、破産、会社更生等の申立をし、または第三者により申立てられたとき。

(6) 契約者が SolarMaster の使用にあたって第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者から契約者に対して抗議があったとき。

(7) その他当社が契約者に対して SolarMaster を提供することが不相当と判断したとき。

#### 7-2. SolarMaster の提供の中止

7-2-1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、SolarMaster の提供を中止することがあります。

(1) 当社サーバーを含む当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。または、当社サーバーを含む当社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき。

(2) 第 1 種電気通信事業者または当社指定管理会社が電気通信サービスの提供を中止することにより、SolarMaster の提供を行うことが困難になったとき。

(3) 法令又は公的機関による規制、停止命令等が適用されたため SolarMaster の提供が制限されたとき。

(4) その他当社が SolarMaster を遂行する上で必要と判断したとき。

7-2-2. 当社は、7-2-1(1)及び(4)の規定により SolarMaster の提供を中止しようとするときは、その 3 日前までにその旨を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 7-3. 通信利用の制限

契約者は、当社サーバーを含む当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。このような行為があったときには、当社は契約者の使用を制限することがあり、更に、当社に損害が発生した場合には、契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。

#### 7-4. サービス品目の廃止

7-4-1. 当社は都合により SolarMaster の特定のサービス品目を廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し、廃止の 7 日前までにその旨を通知します。

7-4-2. 契約者は、7-4-1 に記載されるサービス品目の廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止にかかるサービスに替えて他のサービス品目のサービスを受けることができます。この場合において、当該請求については本約款(サービス品目の変更等)の規定を準用します。

#### 7-5. 料金等

7-1 ないし 7-3 に定めるところによって、SolarMaster の提供の停止、中止及び制限を受けたとしても、契約者は使用申込書に定める方法により料金等を支払わなければならないとします。

### 8. 利用契約の解除・解約

## 8-1.当社が行う利用契約の解除

8-1-1.当社は、7-1の各号のいずれかに該当する場合、7-2の事由がある場合、契約者が6-1に違反した場合、申込の際、当社に対して虚偽の事実を申告していたことが発覚した場合直ちに、SolarMaster使用契約を解除することができます。

8-1-2.当社は、前項の規定によりSolarMaster使用契約を解除するときは、契約者にその旨を当社の定める方法により通知します。

## 8-2.契約者が行うSolarMaster使用契約の解除

8-2-1.契約者は、8-2に定めた事由が生じたことにより、SolarMasterを使用することができなくなった場合において、当該サービスにかかる契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合、解除はその通知が当社指定の方法により当社に到達した日にその効力が生じるものとします。

8-2-2.7-4の規定により特定のサービス品目が廃止されたとき(5-2の規定により、サービス品目に変更があった場合を除く)は、当該廃止の日に、当該サービス品目にかかる使用契約が解除されたものとします。

## 8-3.解約

契約者は、SolarMaster使用契約の解約を希望するとき(本約款8-2の規定による解除を除く)は、当社の指定する方法により、使用契約を解約することができます。但し、SolarMaster使用契約初年度の1年間を経過しない期間における解約の場合は、その解約がなされた日を基準として月額使用料を日割り計算した金額を支払うものとします。また使用契約期間の1年間を経過した解約の場合は、当社の指定する方法により、最短の場合、解約の意思表示をした日が属する月の翌月末日をもって使用契約を解約することができます。但し、当該意思表示をした月の翌月10営業日までに当社へ別途解約申請書が到達することを条件とし、到達しない場合には解約日は1ヶ月遅れるものとします。

## 9.禁止行為

(1)契約者はSolarMasterの利用にあたって以下の行為をしないものとします。

わいせつ、賭博、暴力、残虐に関する情報の発信、送信仲介、受信等、公序良俗に反する行為、もしくは、そのおそれのある行為

(2)犯罪行為、犯罪行為を導くような行為、もしくはそれらのおそれのある行為

(3)他人の著作権、商標権、財産、プライバシー及び、その他の権利を侵害する行為、もしくは、そのおそれのある行為

(4)他人の名誉、信用を毀損しあるいは誹謗中傷する行為、もしくはそのおそれのある行為

(5)性的、民族的、人種的その他の差別を助長するような行為、もしくはそのおそれのある行為

(6)有害プログラムを含んだ情報、偽造、虚偽または詐欺の情報、法令に違反する情報を発信、送受信仲介、受信する行為、もしくはそのおそれのある行為

(7)その他、法令に違反する行為、もしくはそのおそれのある行為

(8)SolarMasterの運営を妨げ、もしくは当社の業務営業を妨げ、また妨げるおそれのある行為

(9)その他、当社が不適切と判断する行為

## 10.当社の責任

10-1.当社の責めに帰すべき事由によらずにSolarMasterを提供できなかったときは、契約者に損害が発生したとしても当社は、一切その責めを負わないものとします。

10-2.当社は、契約者がSolarMasterを使用することにより得た情報等(コンピュータプログラム、個人情報を含みます)について何らの保証責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとします。

10-3.契約者は、SolarMasterの使用に関連し、他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、他の契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を処理するものとし、当社が相手方とされた場合には、その処理費用の負担を含め当社を一切免責し、損害については補償するものとします。

10-4.契約者が登録したデータの著作権法上の権利は、登録前の元々の著作権者に帰属するものとします。ただし、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

## 11.個人情報の取扱について

11-1.契約者個人情報の利用目的および取扱(利用目的)

契約者の個人情報の利用目的は以下のものとします。

(1)サービス実施のため

(2)当社製品のフェア、製品情報、イベント等についての電話、郵便、Eメール等の方法によるご案内

(3)消費者動向調査等のマーケティング活動のためのアンケート調査

11-2.適正かつ公正な手段による取得

個人情報の取得は、目的を明確にし、必ず事前にご本人の同意を得てから行います。

11-3.個人情報の取扱業務の委託について

当社は事業運営上、契約者により良いサービスを提供するために業務の一部を外部に委託することがあります。委託先については、個人情報の管理水準を評価し、必要な安全対策を実施している企業を選定し、適切に管理・監督を行います。

11-4.個人情報提供の任意性

契約者が当社に対して個人情報を提供することは任意です。ただし、個人情報を提供されない場合には、当社からの返信やサービスの提供ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

11-5.開示等の権利について

弊社は、取得させていただいている個人情報に関する利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止または消去のご希望に対応いたします。必要な場合には、下記の窓口まで連絡ください。

【個人情報問い合わせ相談窓口】

ソーラー・エナジー・ソリューションズ株式会社

〒162-0814 東京都新宿区新小川町6番29号 アクロポリス東京9F

問い合わせ先：個人情報問い合わせ相談窓口担当者

電話：03-6743-7750(平日10:00~18:00) FAX：03-5206-5605

E-mail：info@solar-energy.co.jp

11-6.お預かりする個人情報に関する公表事項の改定について

弊社は、個人情報の取扱について、より適切な取扱となるよう適宜改善を図ってまいります。改善・改定した場合には、すみやかに当社サイトにてお知らせいたします。

## 12.雑則

12-1.機密保持

当社は、SolarMaster使用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密(通信の秘密を含みます)を、法令に基づく場合を除き第三者に漏らしません。但し、契約者の承諾を得た場合には、この限りではありません。

12-2.著作権

12-2-1.別段の定めのない限り、当社の提供するサービスに関する各コンテンツにかかる著作権その他の知的財産権は、ソーラー・エナジー・ソリューションズ株式会社あるいは各コンテンツの提供者に帰属するものとし、また、SolarMasterにかかる著作権その他の知的財産権はソーラー・エナジー・ソリューションズ株式会社帰属するものとします。

12-2-2.契約者は、SolarMasterの使用により享受される著作物を、著作権法その他の法律で許された範囲内でのみ使用するものとします。契約者は、著作物の使用、改変、複製、頒布その他の行為により著作権法その他の法律に違反し、もしくは他人の著作権を侵害した場合には、その責めを負うものとし、かかる違反もしくは侵害により当社が損害を被り、もしくは被るおそれがあるときは、当社を防御、免責、補償するものとします。

12-3.免責

当社が契約者に対して負う責任は、本約款6-3に規定するものがすべてであり、これ以外に、契約者がSolarMasterの使用に関して被った利益の喪失、データ損失にかかる損害、その他一切の損害(財産的損害か非財産的損害かを問わない)について、当社は理由の如何を問わず責任を負わないものとします。

12-4.損害賠償

契約者が本約款あるいはSolarMaster使用契約に違反して当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。

12-5.合意管轄裁判所

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

12-6.準拠法

本約款の成立、効力、その履行および各条項の解釈に関しては、会員の国籍、利用の場所等を問わず日本法が適用されるものとします。

12-7.当社は契約者の利益となる活動を目的に、契約者のサービス利用状況を紹介企業に開示できるものとする。